最終更新日：2017年1月13日
株式会社栃木銀行
取締役頭取　黒本　淳之介
問合せ先：経営企画部(028)633-1241
証券コード：8550
keieikikaku@tochigibank.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

企業活動を行う上で、コーポレートガバナンスが有効に機能することは株主の権利・利益の保護や平等性の維持等の観点から不可欠な要素であり、企業価値を高めそれを維持していくことで株主、地域社会その他すべてのステークホルダー(利害関係者)の満足度向上につながるものであると認識しております。

当行は、今後も引き続き、適時適切なディスクローズを行うことにより透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルール、社会的規範を厳格に遵守し、誠実かつ公正な営業活動を遂行していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当行は、コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則１－４　いわゆる政策保有株式
コーポレートガバナンス・ガイドライン第17条をご参照下さい。
（http://www.tochigibank.co.jp/investment/company/index6.html　以下、同様）

原則１－７　関連当事者間の取引
コーポレートガバナンス・ガイドライン第16条をご参照下さい。

原則３－１　情報開示の充実
(i)当行の経営戦略、経営計画については当行ホームページをご参照下さい。
（http://www.tochigibank.co.jp/investment/company/index3.html）
(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は本報告書Ⅰ「１．基本的な考え方」をご参照ください。また、基本方針についてはコーポレートガバナンス・ガイドライン第2条をご参照下さい。
(iii)コーポレートガバナンス・ガイドライン第7条をご参照下さい。
(iv)コーポレートガバナンス・ガイドライン第5条、第9条第2項、第10条をご参照下さい。
(v)第113期定時株主総会において選任されました取締役候補者6名の選任理由につきましては次のとおりです。なお、社外取締役及び社外監査役の選任理由につきましては、本報告書「ii．１．【取締役関係】【監査役関係】」に記載しております
・菊池　康雄（再任）
営業店長を務めた後、総合企画部長（当時）を経て取締役に就任しました。永きに亘り当行取締役の職務にあたり、公正かつ効率的な経営に携わり、今後とも経営環境の変化に対応したより機動的かつ円滑な経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役に選任しました。
・綱川　清美（再任）
営業店長を務めた後、取締役に就任しました。永きに亘り当行取締役の職務にあたり、公正かつ効率的な経営に携わり、今後とも経営環境の変化に対応したより機動的かつ円滑な経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役に選任しました。
・植木　栄（再任）
営業店長を務めた後、取締役に就任しました。永きに亘り当行取締役の職務にあたり、公正かつ効率的な経営に携わり、今後とも経営環境の変化に対応したより機動的かつ円滑な経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役に選任しました。
・和南城　憲一（再任）
営業店長を務めた後、取締役に就任しました。永きに亘り当行取締役の職務にあたり、公正かつ効率的な経営に携わり、今後とも経営環境の変化に対応したより機動的かつ円滑な経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役に選任しました。
・橋本　佳明（新任）
当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、蒲生西支店支店長、真岡西支店支店長、黒磯支店支店長、東京支店支店長兼東京事務所所長を経ており、その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、経営環境の変化に対応したより機動的かつ円滑な経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役に選任しました。

補充原則４－１－１
コーポレートガバナンス・ガイドライン第3条第3項をご参照下さい。

原則４－８　独立社外取締役の有効な活用
コーポレートガバナンス・ガイドライン第5条をご参照下さい。

原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
コーポレートガバナンス・ガイドライン第6条をご参照下さい。

補充原則４－１１－１
コーポレートガバナンス・ガイドライン第5条をご参照下さい。

補充原則４－１１－２
　コーポレートガバナンス・ガイドライン第12条をご参照下さい。

補充原則４－１１－３
取締役会全体の実効性については、取締役会が年１回、各取締役の自己評価を集計のうえ分析・評価を実施し、社外取締役の意見を踏まえてその概要を開示することとしております。
当行では平成２８年６月に社外を含む取締役全員（１２名）を対象に、アンケート形式により調査を実施しました。調査結果を分析したところ、当行の取締役会は、全体的に高い実効性が確保されているものの、一部の項目では改善の余地があるという評価に至りました。
当行の取締役会といたしましては、上記評価結果を受け、現時点において一定程度の実効性が確保されていると判断しているものの、運営方法の改善に努め、取締役会の実効性向上を目指してまいります。

補充原則４－１４－２
　コーポレートガバナンス・ガイドライン第13条をご参照下さい。

原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針
　コーポレートガバナンス・ガイドライン第25条をご参照下さい。

２．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	6,431,000	5.86
株式会社栃木銀行	5,539,000	5.05
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	4,558,000	4.15
栃木銀行行員持株会	3,834,000	3.49
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,867,000	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,437,000	2.22
株式会社みずほ銀行	2,276,000	2.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,046,000	1.86
株式会社東和銀行	2,010,000	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,953,000	1.78

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
麻生　利正	他の会社の出身者								○			
井橋　吉一	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
麻生　利正	○	同氏は、一般財団法人とちぎメディカルセンター理事長です。同センターと当行との間に融資取引および預金取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、通常の営業の範囲内であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、独立役員に指定しております。	同氏は、地方自治の執行者として培われた豊富な知識と経験を有しており、公正かつ客観的な立場にたち、適切な意見等を行い取締役会の意思決定に対する監督ができるものと判断し、社外取締役として指定するもの。
井橋　吉一	○	同氏は、株式会社イハシ代表取締役社長です。同社と当行との間に融資取引および預金取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、通常の営業の範囲内であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることか	同氏は、会社経営者として培われた経営に関する高い見識と豊富な経験を有しており、公正かつ客観的な立場にたち、適切な意見等を行い取締役会の意思決定に対する監督ができるものと判断し、社外取締役として指定するも

		ら、独立役員に指定しております。	の。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査結果及び留意点等について積極的に意見交換を実施しております。営業店への往査及び監査講評に立ち会うほか、監査の実施経過について適宜報告を求めるなど、連携強化に努めております。
また、当行の内部監査部門の主管部署である監査部と適宜意見交換を実施するとともに、本部経費監査実施時の監査部による補助、営業店臨店監査への立会いなど連携を図っております。これら監査役の監査業務の強化を目的とし、監査役室を設置しております。監査職務を円滑に執行し、且つ監査部との連携強化のため、監査部の職員１名を監査役室兼任として配置しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚本　美貴吉	他の会社の出身者										○			
西江　章	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚本　美貴吉	○	同氏は、芳賀通運株式会社、株式会社ホーエーの代表取締役です。各社と当行との間に融資取引及び預金取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、通常の営業の範囲内であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、独立役員に指定しており	同氏は、会社経営者として培われた経営に関する高い見識と豊富な経験を有しており、当行経営全般に関し客観的かつ中立的な立場にて監督ができるものと判断し、社外監査役として指定するもの。

		ます。	
西江　章	○	同氏は、当行との間に一般預金者としての通常取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、独立役員に指定しております。	同氏は、企業法務に精通した十分な見識及び長年の弁護士として培われた豊富な経験を有しており、専門的な見地から当行経営全般に関し客観的かつ中立的な立場にて監督ができるものと判断し、社外監査役として指定するもの。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

・当行は社外役員全員を独立役員として指定しております。
・当行は、当行における社外役員の独立性基準を以下のとおり定めております。

〈独立性基準〉
当行の社外役員は、当行及び連結子会社（以下「当行グループ」）に対する独立性を保つため、以下に定める要件のいずれかに該当する場合は、当行にとって十分な独立性を有していないものとみなす。
1．当行グループの業務執行者（過去10年）

2．当行の大株主（議決権ベース10%以上）またはその業務執行者（過去5年）

3．次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
（1）当行の主要な取引先の業務執行者（以下、「主要な取引先」とする基準）
　a．当行グループからの借入金残高が当行グループの融資残高の2%以上を占めている先（但し、地方公共団体を除く）（過去1年）
（2）当行を主要な取引先とする者の業務執行者（以下、「主要な取引先」とする基準）
　a．当行の融資メインシェア先で、かつ債務者区分が要管理先以下であるなど当行以外の金融機関からの資金調達が困難であると考えられる先（過去1年）
　b．当行グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上高の10%を超える先（過去1年）
　c．当行グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する先（過去1年）

4．当行グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士（過去5年）

5．当行グループから役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士等の専門家（過去5年）

6．当行グループから年間10百万円を超える寄付を受けている者（過去5年）

7．近親者が上記1から6までのいずれか（4及び5を除き、重要な者に限る）に該当する者（過去5年）

※業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。（監査役は含まない。）
※重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行の業績、企業価値の向上および株価上昇に対する取締役の士気や意欲を高めることにより、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。なお、株式報酬型ストックオプションの報酬額は、年額60百万円以内としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

付与対象者は、経営の独立性確保の観点から取締役のみとしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に対する役員報酬（平成28年3月期）
取締役の報酬等の総額　271百万円　　監査役の報酬等の総額　30百万円
社外役員の報酬等の総額 13百万円
上記のほか、使用人兼務役員（支給人員4名）の使用人給与額は40百万円、使用人賞与額は17百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額については、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員の報酬限度額をそれぞれ定めております。役員報酬の額は毎年の業績や財務状況等を参考にし、各取締役の報酬額は、取締役会によって決定し、各監査役の報酬額は、監査役会によって決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の事務局である秘書室は、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会に付議される議案について、その概要を事前に配付するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役は定期的(原則毎月1回)に開催される監査役会において、常勤監査役と、内部監査部門の主管部署である監査部や会計監査人との意見交換の内容、職務の遂行状況、職務遂行上知り得た情報等の共有を行うとともに意思疎通を図っております。なお、社外監査役を含む監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、補助使用人1名を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行等に関する事項
当行は、監査役会設置会社であり、法定機関である株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。
取締役会は、取締役12名（社内取締役10名、社外取締役2名）で構成され、定期的（原則毎月１回）に開催し、経営方針に関する事項や業務運営に係る事項等を決議するとともに、取締役の業務執行を監督しております。なお、業務執行に係る重要な意思決定に関する事項は、取締役会に付議または報告することを、取締役会規程およびその他関連規程に定めております。また、日常の経営に関する重要事項および取締役会より委任された事項などについて、具体的な執行方針および方策等について審議するため、常務取締役以上の役員をもって構成する経営会議を原則として毎週1回、常勤監査役出席のもと開催しております。
その他に多様化・高度化する業務の適正な執行を補完するために、ALM委員会やコンプライアンス委員会を設置し運営しております。
【ALM委員会】
当行のポートフォリオの最適化を目指すと共に、当行を取り巻く様々なリスクを統合的に捉え、リスクを踏まえた経営管理を行うことにより、収益性および効率性の向上を目的とし、原則毎月第4月曜日に開催しております。委員会の構成メンバーは、代表取締役を総括とし、役付取締役、関連部長により運営しており、事前配付される事案等により必要に応じて常勤監査役も出席しております。
【コンプライアンス委員会】
コンプライアンス態勢の強化を通してコンプライアンス・マインドの醸成を図り、当行の経営目標の達成支援を目的とし、原則2ヶ月に1回第4月曜日に開催しております。委員会の構成メンバーは、代表取締役を総括とし、役付取締役、関連部長により運営しており、事前配付される事案等により必要に応じて常勤監査役も出席しております。

（2）監査・監督に係る事項
監査役会は、監査役4名（常勤監査役2名、社外監査役2名）で構成され、定期的（原則毎月1回）に開催し、職務の遂行状況や、職務遂行上知りえた情報の共有、意思疎通等を図っております。また、取締役会その他重要な会議への出席や取締役および使用人等から受領した報告内容の検証、銀行の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明等を行っております。
これら、監査業務の強化を目的とし監査役室を設置し、監査役の業務補佐を行う補助使用人を1名設置しております。

（3）指名・報酬決定に係る事項
取締役候補者については、代表取締役が選定し、取締役会での承認を得た後、株主総会の決議により取締役の選任を行っております。監査役候補者については、業務執行者からの独立性や財務、会計等に関する知見等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討し、監査役会の事前の同意を得た上で、取締役会での承認を得た後、株主総会の決議により監査役の選任を行っております。
役員報酬等の額については、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員の報酬限度額をそれぞれ定めております。役員報酬の額は毎年の業績や財務状況等を参考にし、各取締役の報酬額は、取締役会によって決定し、各監査役の報酬額は、監査役会によって決定しております。

（4）会計監査に係る事項
当行は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し会計監査を受けております。会計監査業務を執行した公認会計士は川上豊、弥永めぐみの2名であります。また会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他19名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、監査役会設置会社であり、法定機関である株主総会、取締役会、監査役会を設置しするとともに、日常の経営に関する重要事項および取締役会より委任された事項などについて審議する経営会議、その他に多様化・高度化する業務の適正な執行を補完するために、ALM委員会やコンプライアンス委員会を設置し運営しております。また、社外監査役を含む監査役全員は、毎月開催される取締役会に出席するとともに、常勤監査役2名は経営会議やALM委員会などの重要会議に出席するほか、重要な決裁書類等の閲覧、銀行の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、会社経営全般の状況を把握し取締役の業務執行を監査しております。
このように、当行においては、取締役相互の業務執行状況の監督が機能しているとともに、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等を利用した議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページにおいて、決算短信及び決算説明資料、ディスクロージャー誌等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、「豊かな地域社会づくりに貢献し、信頼される銀行をめざす」、「新たな時代に対応できる強い体力の銀行として発展する」、「明るい働きがいのある職場をつくる」ことを経営理念に掲げ、地域金融機関として地域の皆様に親しまれ、信頼される銀行として地域の発展を目指します。 また、平成26年4月よりスタートしている第八次中期経営計画「新たな成長への第一歩～あなたとともに～」において、『「収益力強化」と「地域貢献」の継続・深化』を基本方針とし明記しており、中長期の展望を見据えた各種施策に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行は、「小さな親切」運動の栃木県本部並びに宇都宮支部を務めております。また、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名し、持続可能な社会の形成に向けた取り組みの実践に一層努めてまいります。 この他、マロニエ緑化基金、日光杉並木オーナー制度、盲導犬育成支援など、積極的に地域社会への貢献に努めております。
その他	女性の活躍の状況について、当行では採用時においては総合職、一般職の区別なく採用し、入行後に本人の適正・能力等に応じたキャリアを選択できる体制を整えております。また、継続就業の取り組みとして、産休・育休制度や育児短時間勤務制度といった職業生活と家庭生活の両立支援のための制度拡充を図る等、女性が長く活躍できる職場環境を整備しております。その結果、当行においては女性の役員はおりませんが、平成28年6月30日現在、153名の女性役席者が活躍しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行では内部統制システム構築の基本方針に基づく体制を以下のとおりとしております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動基準（取締役会規程付則）」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル）」等を具体的な行動規範として活用する。
（2）コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
（3）「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。
（4）事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
（5）不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
（6）社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

2．当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
（1）当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
（2）取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱規程（文書の保存及び管理に関する当行規程）」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

3．当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
（2）各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
（3）取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。
（4）大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

4．当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項についての意思決定を効率的に行う体制を構築する。
（2）執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
（3）「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

5．次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
・当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
・当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。
（2）当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

6．当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
（2）当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
（3）必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

7．当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
（1）監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
（2）業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。
（3）内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

8．その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
（2）監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることが出来る体制を構築する。
（3）監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等を処理する。
（4）その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
　反社会的勢力の不当な介入は、永年にわたって築き上げてきた銀行の信用を崩壊させる危険があり、経済活動に深く関わる銀行にとって、不当な介入を排除しなければ健全な経済・社会の発展に寄与することはできません。
　当行では、コンプライアンス・マニュアルにおいて反社会的勢力との関係遮断について「行動憲章」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言しております。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当行は、反社会的勢力に対して以下のとおり基本方針を定め、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

1. 当行は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体で対応します。
2. 当行は、反社会的勢力からの関係遮断及び不当要求排除にあたって、警察等の外部専門家と連携して対応します。
3. 当行は、反社会的勢力に対する資金提供及び不適切な便宜供与は行いません。
4. 当行は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に取り組みます。
5. 当行は、反社会的勢力による不当要求に対して、法的対抗措置を講じる等、断固として拒絶します。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との取引の防止と解消、縮小を図っていくために、その推進態勢や対応方法についてルール化し、組織全体としての絶縁態勢を構築することを目的とし「反社会的勢力対応基準書」を制定しております。また、コンプライアンス・マニュアルにおいても個別マニュアルを定め、対応の基本的心構えや具体的対応方法等について詳細に示しております。

反社会的勢力排除に向け組織全体で対応するため、コンプライアンス統括部（お客様相談室）を対応統括部署とし、各営業店に担当者を配置する等の行内体制を整備しております。平素より警察当局や栃木県暴力追放県民センターなどの外部専門機関との連携強化や反社会的勢力に関する情報を行内で収集し一元管理するなど、反社会的勢力の介入排除に向けた取組みを行っております。また、各階層別（コンプライアンス担当者、新任支店長、新入行員等）に実施しているコンプライアンス研修において「反社会的勢力への対応」等を組み入れるなど、意識向上に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示に係る社内体制の概要〕
(1)適時開示に係る業務は経営企画部が所管しており、本部各所管部や連結子会社が保有する財務情報やその他の適時開示に関する情報を管理し、適時開示規則等に従い公正かつ適時適切な開示を行う体制となっております。

(2)決定事項に関する情報および決算に関する情報については、取締役会等での決定を経て、経営企画部にて速やかに情報開示を行っております。

(3)発生事実に関する情報については、情報取得後、所管部署と経営企画部にて適時開示の要否を確認した上で、頭取および情報管理責任者に報告し、経営企画部にて速やかに情報開示を行っております。

コーポレートガバナンス体制図

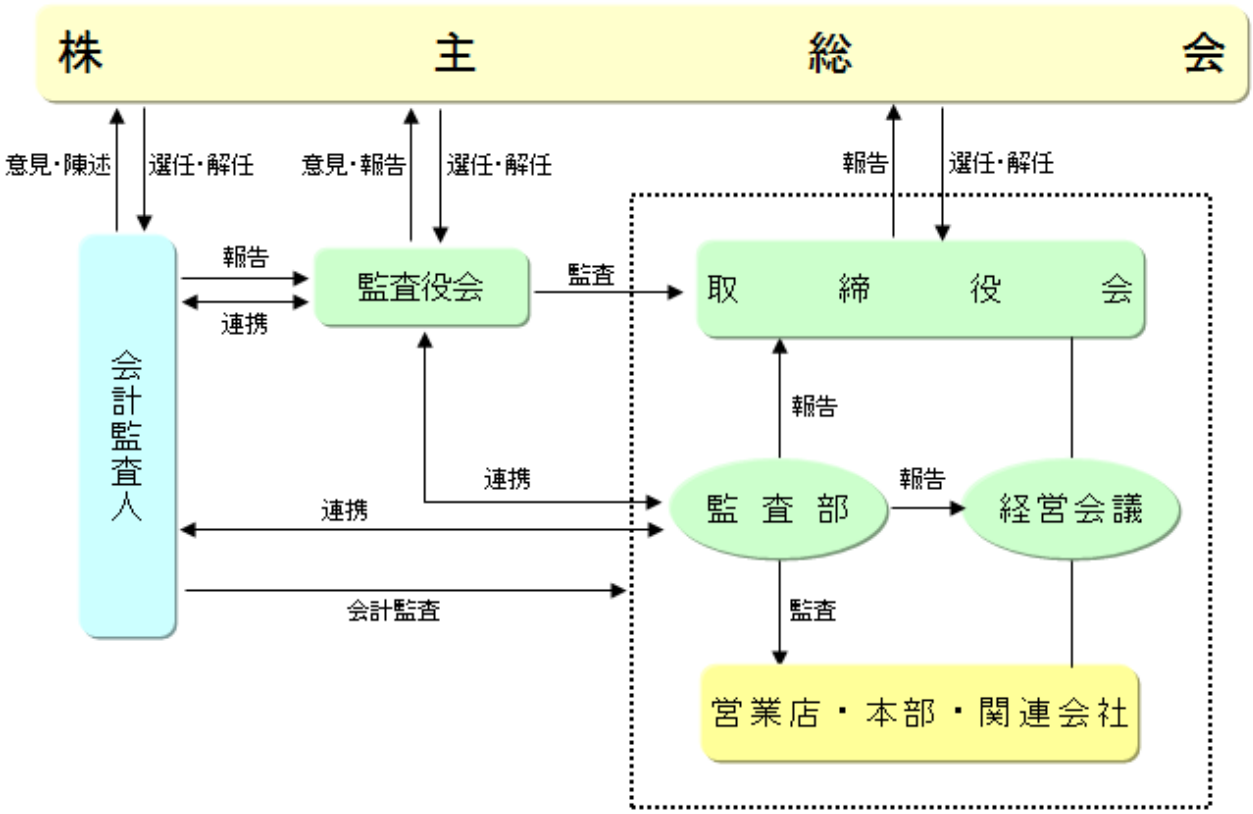

適時開示体制の概要

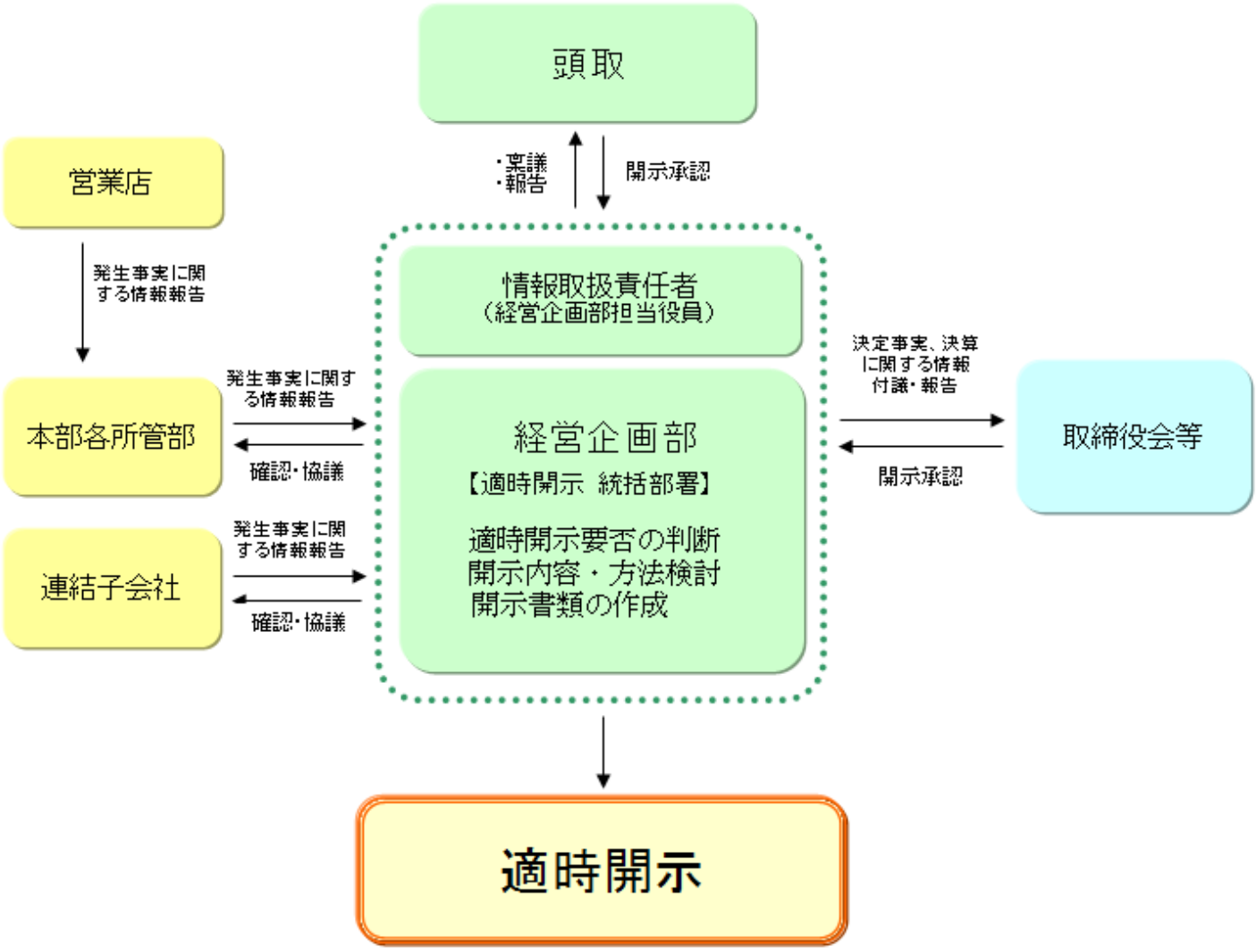
頭取
・稟議
・報告
開示承認
営業店
発生事実に関する情報報告
情報取扱責任者
（経営企画部担当役員）
本部各所管部
発生事実に関する情報報告
確認・協議
経営企画部
【適時開示 統括部署】
適時開示要否の判断
開示内容・方法検討
開示書類の作成
決定事実、決算に関する情報
付議・報告
開示承認
取締役会等
連結子会社
発生事実に関する情報報告
確認・協議
適時開示